



島根県報

令和4年9月13日（火）

号外 第102号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更（3件）

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 5

告 示**島根県告示第621号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
一般国道	186号	浜田市金城町七条イ969番11地先から同661番3地先まで	前	メートル 12.76～ 26.11	メートル 177.00	浜田県土整備事務所	交通安全工事 拡幅
			後	メートル 12.76～ 26.44	メートル 177.00		

島根県告示第622号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

島根県知事 丸山達也

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	三隅美都線	益田市美都町宇津川ハ 1235番地先から同ハ351 番2地先まで	前	メートル 5.10～ 29.50	メートル 392.30	益田県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅
			後	10.50～ 41.90	392.30		

島根県告示第623号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤968番19地先から同地先まで	前	メートル 11.70～ 24.05	メートル 26.19	災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 11.70～ 26.56	メートル 26.19	

島根県告示第624号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年9月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	安来伯太日南線	安来市吉岡町字向川原445番9地先から同444番4地先まで	メートル 182.70	令和4年 9月13日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	